

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）

知多南部広域環境組合ごみ処理施設（仮称）

整備事業に係る

# 構想段階評価書

## 要 約 書



武豊町の木 「クスノキ」

平成26年12月

武 豊 町

## はじめに

平成 25 年 4 月に都市計画運用指針の一部が改正され、都市施設等の都市計画の立案段階から、位置や規模等の概略の案を総合的に評価し、その結果を基に住民意見を聴取し、反映しつつ計画の熟度を高めていくプロセスとして、都市計画の構想段階手続きが位置づけられました。

本要約書は、改正された都市計画運用指針に基づき作成した構想段階評価書の概要を示したものです。

## 対象事業の目的

国は、昨今のごみ排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するにあたって生じる課題に対応するため、各都道府県に対して「ごみ処理広域化計画」を策定するよう通達しました。これを受けて愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成 10 年 10 月、愛知県環境部廃棄物対策課）を策定し、焼却能力 300t/日以上全連続炉への集約化を目指し、県内を 13 ブロックに区割りしました。この広域化計画を受けて、知多南部地域の 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）は、知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議を設置（平成 11 年 10 月）するとともに、ごみ処理の広域化を推進するために、「知多南部地域ごみ処理広域化計画（平成 13 年度）」を策定しました。

その後の経済状況の変化や社会情勢の影響により、廃棄物は質の多様化が進み、適正処理が困難になっている一方で、半田市クリーンセンターと常滑武豊衛生組合クリーンセンター



常武のごみ処理施設の老朽化も進行しており、平成 13 年度に策定した広域化計画をより一層推進していくが必要になってきました。このような状況を踏まえ、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に沿う形で、知多南部地域の 2 市 3 町が共同してごみ処理施設の建設を進めるべく協議、検討を続けた結果、知多南部地域のごみ処理施設を 1 施設に集約することにより、スケールメリットを生かし、環境への負荷、施設建設及び運営コスト等の縮減が図られることを狙って、循環型社会の形成、周辺環境及び地球環境の保全に配慮した広域的組織である一部事務組合「知多南部広域環境組合」を設置しました（平成 22 年 4 月 1 日）。

本事業は、知多南部地域のごみ処理を 1 施設に集約した新たなごみ処理施設（ごみ焼却施設）の整備を目的として実施するものです。

## 対象事業の概要

### ◆ 対象事業の内容

対象事業の種類	ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置の事業	
規模（処理能力）	283t/日	
位置及び面積	知多郡武豊町字一号地地内・約 5.0ha	
ごみ焼却 施設	炉型式（処理方式）	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
	処理対象ごみ	可燃ごみ等 <sup>注)</sup>

注) 可燃ごみ等には、一般可燃ごみ、破碎施設で発生する可燃物及びし尿処理施設で発生する脱水汚泥を含みます。

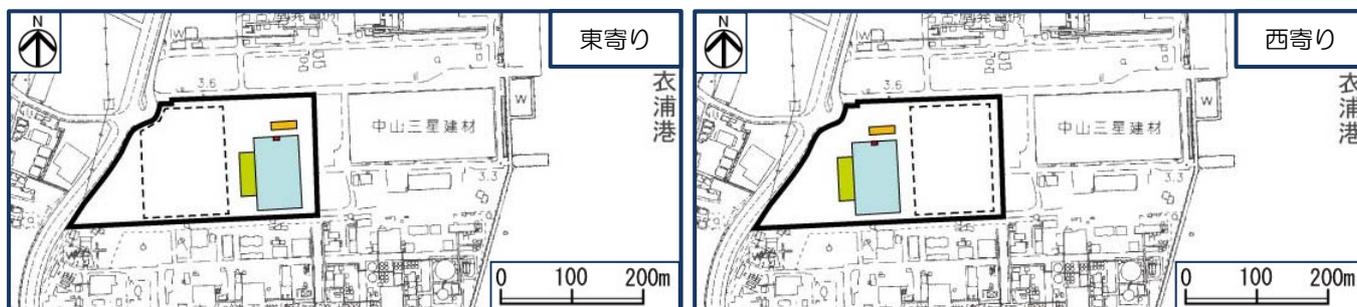
### ◆ 複数案の概要

煙突高さや施設の配置の違いによる環境影響の違いを把握するために、下表に示す煙突の高さの2案（59m、80m）と施設の配置の2案（東寄り、西寄り）の合計4案を設定しました。

複数案

案	煙突の高さ	施設の配置
A案	59m	東寄り
B案	59m	西寄り
C案	80m	東寄り
D案	80m	西寄り

施設の配置案



### ◆ 工事計画の概要

建設工事は、全体で約3年間を予定しています。

項目	1年次 (平成30年度)		2年次 (平成31年度)		3年次 (平成32年度)		4年次 (平成33年度)		5年次 (平成34年度)	
	(4月)	(3月)								
建設工事	→									
施設の供用										→

## 武豊町都市計画マスタープランにおける当該施設の位置づけ

武豊町都市計画マスタープラン(平成 17 年策定 目標年次平成 32 年)においては、ごみ処理施設に関して「ごみ排出量の増加やごみの質の多様化、資源のリサイクル化等に対処するため、関係機関と連携し、常滑武豊衛生組合における施設整備、現有施設の適正管理・運用を図るとともに、広域的な処理施設について検討します。」と方針が掲げられており、当該施設は、武豊町都市計画マスタープランの位置づけに基づいた施設です。

## 評価分野、評価項目及び評価の方法

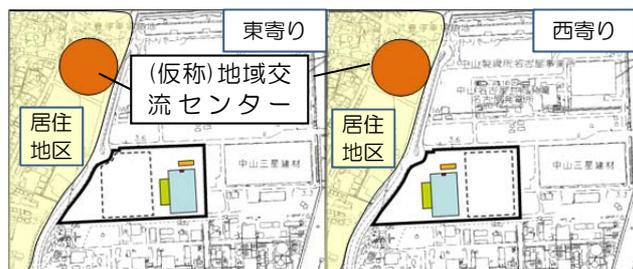
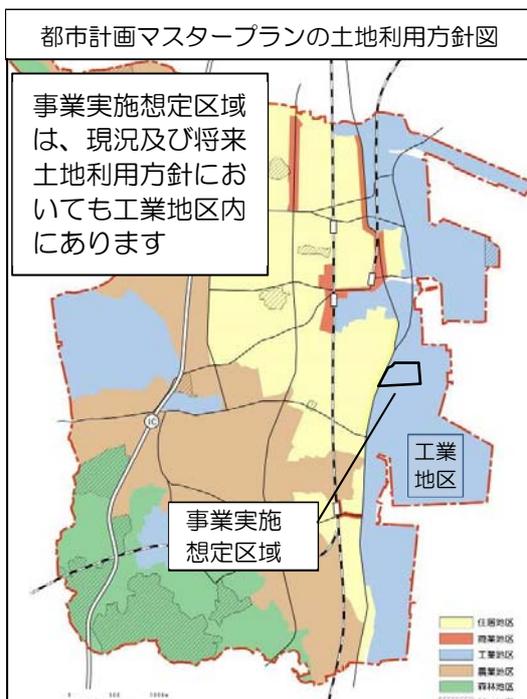
評価分野	評価項目	評価の方法
都市計画の 一体性・総合性の確保	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	事業実施想定区域での土地利用が、周辺での居住環境や都市活動に影響を与えないか、現況及び将来の土地利用方針との整合性、近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響について評価します。
	土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	事業実施想定区域及び周辺の用途地域、都市計画道路等の都市施設の計画について、当該施設立地における整合性が図れており、当該施設の効果を十分に発揮することができるか評価します。
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 《大気質》	「計画段階環境配慮書」の評価項目、評価方法によります。
	人と自然との豊かな触れ合いの確保《景観》	
円滑な都市活動の確保	周辺土地利用や周辺交通への影響	評価分野「都市計画の一体性・総合性の確保」の評価結果を再掲します。
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保	事業実施想定区域内の 2 つの施設配置案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価します。
適切な規模及び必要な位置への配置	需要に応じた適切な規模	事業実施想定区域内の 2 つの施設配置案について、必要な処理能力を有する適切な規模であるかどうかを評価します。
	事業コストの適正	事業実施想定区域内の 2 つの施設配置案について、事業コストの違いを比較評価します。
	事業期間長期化リスク	事業実施想定区域内の 2 つの施設配置案について、既存施設の撤去による事業期間長期化リスクを比較評価します。
	都市計画の観点からの位置の適正	評価分野「都市計画の一体性・総合性の確保」の評価結果を再掲します。

## 評価の結果

### ◆ 都市計画の一体性・総合性の確保

#### 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保

<p>現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価</p>	<p>事業実施想定区域は、現況土地利用において工業用地内にあり、また、一般低層住宅地からも離れた位置にあり、周辺での居住環境や都市活動に影響は与えないと評価できます。</p>
<p>将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価</p>	<p>事業実施想定区域は、将来土地利用方針においても工業地区内にあり、また、良好な住環境を形成すべき住居地区からも離れた位置にあります。</p> <p>地域別構想の土地利用の方針では、「臨海部は本町の産業を支える工業用地として維持を図る」としているが、事業実施想定区域でのごみ処理施設の立地はこの方針を阻害するものではありません。したがって、<u>周辺の居住環境や都市活動に影響は与えないと評価できます。</u></p>
<p>近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響の比較評価</p>	<p>日常の「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動」の観点からは、環境面等を考慮した場合、近接する居住地区や公益施設((仮称)地域交流センター)と、ごみ焼却施設や破碎施設は、少しでも離れた位置が良いと考えられます。この距離を比較した場合、東寄りの方が遠いため、<u>近接する居住地区、公益施設((仮称)地域交流センター)への影響は、東寄りの方が低いといえます。</u></p> <p>ごみ処理施設に集中する廃棄物運搬車両の交通は、西面の臨港道路=都市計画道路 3・3・1 衣浦西部線や町道を通り、敷地内の進入路、待避場で処理されます。<u>東寄り、西寄りのいずれも、同規模の進入路、待避場を確保することができるため、周辺交通の影響の違いはないといえます。</u></p>



居住地区と公益施設である(仮称)地域交流センターと当該施設の距離は「東寄り」の方が遠いです。



東寄り、西寄りのいずれも、同規模の進入路、待避場を確保することができるため、周辺交通の影響の違いはないといえます。

土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮

事業実施想定区域は、用途地域の工業専用地域内にあり、用途上の問題はありませぬ。また、事業実施想定区域の西面には、臨海工業地に必要かつごみ処理施設の交通処理としても必要な臨港道路=都市計画道路 3・3・1 衣浦西部線(4車線・未整備)が決定されています。

このように、当該施設が立地した際には、土地利用規制や都市施設の計画とも整合が図れ、当該施設の効果を十分に発揮することができると評価できます。

◆ 自然的環境の整備又は保全

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持《大気質》

項 目		A案 (煙突 59m 東寄り)	B案 (煙突 59m 西寄り)	C案 (煙突 80m 東寄り)	D案 (煙突 80m 西寄り)
最大着地濃度地点の 将来濃度 (年平均値) (寄与濃度+BG濃 度)	二酸化硫黄 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001
	二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.011	0.011	0.011
	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.025	0.025	0.025	0.025
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.021	0.021	0.021	0.021

人と自然との豊かな触れ合いの確保《景観》

	
A案 (煙突 59m・東寄り) 仰角 <sup>注1)</sup> : 12度、水平見込み角 <sup>注2)</sup> : 27度	B案 (煙突 59m・西寄り) 仰角: 17度、水平見込み角: 29度
	
C案 (煙突 80m・東寄り) 仰角: 17度、水平見込み角: 27度	D案 (煙突 80m・西寄り) 仰角: 23度、水平見込み角: 29度

注 1) 仰角は、予測地点から煙突頂部を見上げた時の視線と、眼の高さの水平面がなす角度を示します。

2) 水平見込み角は、予測地点から計画施設を見込む際の水平方向の両端と視点を結んでできる角度を示します。

## ◆ 円滑な都市活動の確保

### 周辺土地利用や周辺交通への影響

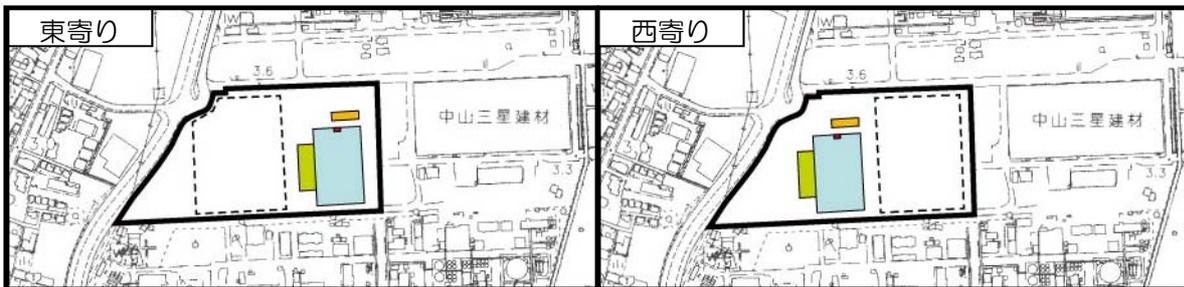
「◆都市計画の一体性・総合性の確保」を参照してください。

## ◆ 良好な都市環境の保持

### 敷地内緑地の確保

現段階における当該事業実施想定区域内の配置イメージにおいては、敷地内緑地の配置検討は行われていないが、今後検討するものとしします。

東寄り、西寄りともに、各施設配置の違いによる緑地の配置への影響は少なく、違いはないといえます。



■ : 事業実施想定区域

■ : ごみ焼却施設

■ : 破碎施設

■ : 管理棟

■ : 煙突

--- : 進入路、待避場等



東寄り、西寄りともに、各施設配置の違いによる緑地の配置への影響は少なく、違いはないといえます。

## ◆ 適切な規模及び必要な位置への配置

### 需要に応じた適切な規模

当該施設は、「地域計画」より、ごみ減量化等の施策を踏まえて推計された一般廃棄物排出量及び再生利用量等を元にして設定された処理能力（283t/日）を有し、全国で数多くの安全で安定した稼働実績を有するストーカ方式の焼却炉を設置する計画です。

必要ながみ焼却施設に加え、破碎施設、管理棟、進入路、待避場等の付帯施設、緑地を配置した場合、東寄り、西寄りともに、事業実施想定区域の規模は適切であると評価できます。

## 事業コストの適正

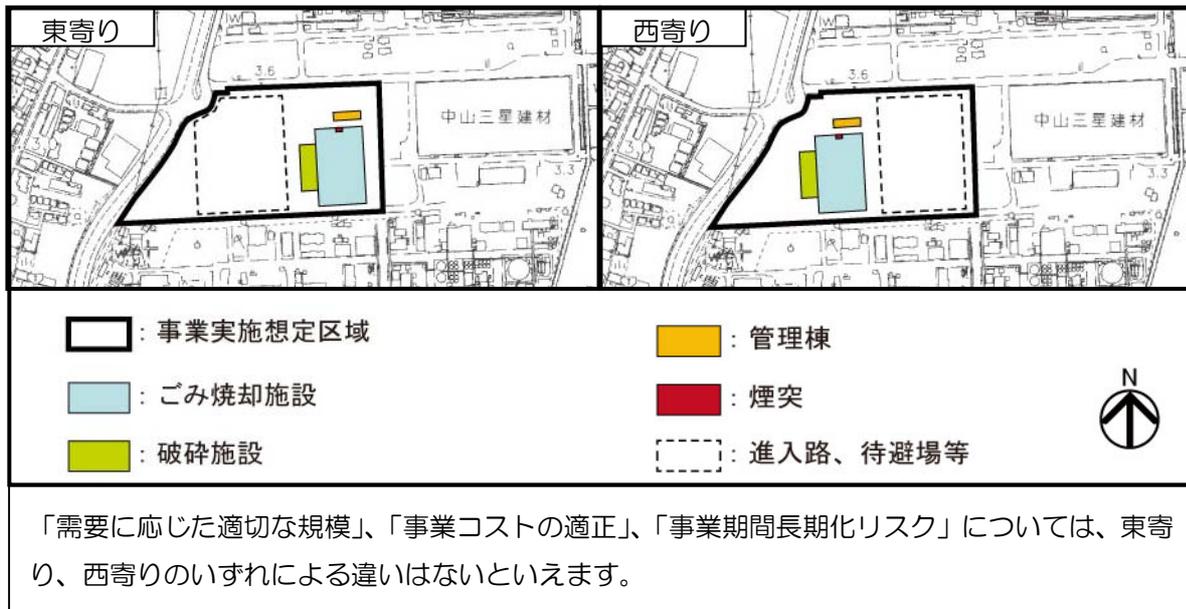
東寄り及び西寄りは、主には「ごみ焼却施設、破碎施設、管理棟」の計画施設と、「進入路、待避場等」の付帯施設の配置を変えているものであり、それによるそれぞれの施設規模は基本的には変わりません。

したがって、東寄り、西寄りともに事業コストに違いはないといえます。

## 事業期間長期化リスク

事業実施想定区域は、現況は空地であり、既存施設除却による事業期間長期化リスクはありません。

東寄り、西寄りともに同一の事業実施想定区域であることから、いずれも、上記に係る事業期間長期化のリスクはなく、違いはないといえます。



## 都市計画の観点からの位置の適正

「◆都市計画の一体性・総合性の確保」を参照してください。

総合評価

評価分野	評価項目		評価結果				
			東寄り		西寄り		
			A案	C案	B案	D案	
都市計画の一体性・総合性の確保	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	現況土地利用との整合性	○都市生活及び機能的な都市活動に影響を与えない				
		将来土地利用との整合性	○都市生活及び機能的な都市活動に影響を与えない				
		近接する居住地区、公益施設への影響	◎東寄りの方が影響は低い		○		
		周辺交通への影響	○敷地内で交通処理できる		○敷地内で交通処理できる		
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮		○十分に効果が発揮できる					
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	二酸化硫黄 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001
			二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.011	0.011	0.011
			浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.025	0.025	0.025	0.025
			ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.021	0.021	0.021	0.021
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	※煙突高さの仰角 (度)	12	17	17	23
			※水平見込み角 (度)	27	27	29	29
円滑な都市活動の確保	周辺土地利用や周辺交通への影響		「都市計画の一体性・総合性の確保」の評価参照				
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保		○緑地配置を検討する		○緑地配置を検討する		
適切な規模及び必要な位置への配置	需要に応じた適切な規模		○ ◀ 違いなし ▶ ○				
	事業コストの適正		○ ◀ 違いなし ▶ ○				
	事業期間長期化リスク		○ ◀ 違いなし ▶ ○				
	都市計画の観点からの位置の適正		「都市計画の一体性・総合性の確保」の評価参照				
総合評価			◎		○		

※角度は、値が小さいほど見た目の大きさが小さいことを示します。

- ・横方向・各案の相対評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案と比べて劣っている」を「○」とします。同等の場合は「○」とします。
- ・「◎」「○」は、いずれも評価上は「影響はない・問題はない」とします。

【まとめ】

事業実施想定区域の位置については、適正と評価できます。

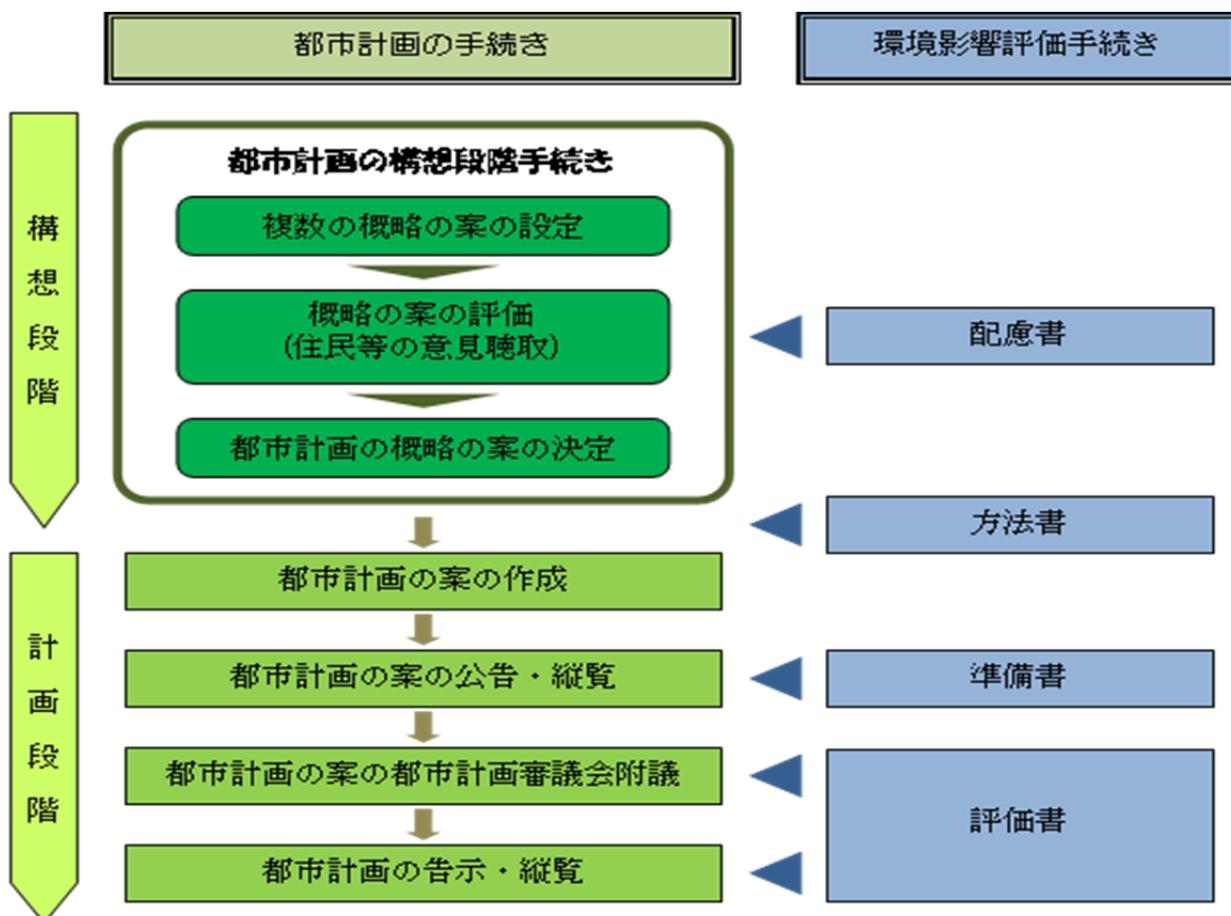
一方、事業実施想定区域内の計画施設の配置によって評価の違いが生じています。計画施設の配置については「東寄り」が「西寄り」より優れていると評価できます。

## 参 考

### ◆ 都市計画の手続き

都市計画運用指針に基づく構想段階手続き、計画段階手続きの流れは、下図に示すとおりであり、今回の「構想段階評価書」の公表は、太線で囲んだ段階のものであります。

今後は、以後に実施される計画段階手続きを進めてまいります。



### ◆ 構想段階評価書の縦覧

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備 考
武豊町産業建設部 都市計画課	平成 26 年 12 月 19 日(金) ～平成 27 年 1 月 22 日(木)	8:30 ~ 17:15	土曜日、日曜日、祝日及び 12月29日～1月3日は 除きます。

注) 武豊町のウェブページ (<http://www.town.taketoyo.lg.jp/>) でもご覧になれます。

お問い合わせ先	武豊町産業建設部都市計画課 〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地 TEL 0569-72-1111 (代表)
---------	--

本要約書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200,000 (地図画像) を複製したものです。(承認番号 平 26 情複、第 406 号)  
なお、第三者が本要約書に掲載する地図を更に複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

この要約書は、森林の保全と適切な管理に配慮して認証を受けている FSC 認証紙を使用しています。